

九州大学全学レンタルスペース使用料金規程

令和3年度九大規程第56号

制定：令和3年7月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学全学レンタルスペース規則（令和3年度九大規則第35号。以下「規則」という。）第14条第2項に基づき、全学レンタルスペースの使用料（以下「使用料」という。）の額、徴収方法等について定めるものとする。

(使用料の額)

第2条 使用料は、1平方メートルあたり年額10,000円とする。

2 全学レンタルスペースに事業年度の中途において入居し、又は退去する場合の当該年度の使用料の額は、年額を12で除した額に入居月数を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）とする。

3 総長は、規則第3条第1項第2号に規定する総長裁量スペース（以下「総長裁量スペース」という。）において、特段の事情があると認める場合は、九州大学教育研究評議会規則（平成16年度九大規則第6号）第7条に定めるキャンパス計画及び施設管理委員会の議を経て、使用料を減額又は免除することができる。

(徴収方法等)

第3条 使用料は、所定の期日までに、経費の振替又は九州大学が指定する口座への振込みにより支払わなければならない。

2 既納の使用料は、返還しない。ただし、天災その他やむを得ない事由により使用できないときは、この限りでない。

附 則

1 この規程は、令和3年10月1日から施行する。

2 第2条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間、総長裁量スペースの使用料は徴収しないものとする。